

第9回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 次第

日時： 令和2年1月30日（木）13:15～15:15

場所： ザ・セレクトン福島 3階 吾妻I

1 開 会

2 部会員紹介

3 部会長選出

4 議 事

(1) 福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関する
ガイドライン及び利用規約について

(2) 第三者へのデータ提供に対する調査対象者の拒否機会の保証に関する手続きについて

(3) その他

5 閉 会

配付資料一覧

- 次第
- 学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱
- 「県民健康調査」検討委員会 設置要綱及び運営要領
- 出席者名簿
- 座席表

| | |
|-------|--|
| 資料1 | 福島県県民健康調査に係る調査情報の学術研究目的のための第三者提供に関するガイドライン（案） |
| 資料2 | 県民健康調査の調査情報の提供に関する利用規約（案） |
| 資料3 | 県民健康調査データの第三者へのデータ提供に対する調査対象者の拒否機会の保証（オプトアウト）に関する手続きについて |
| 参考資料1 | 福島県県民健康調査データの学術研究目的のための第三者提供の在り方に関する報告書 |
| 参考資料2 | 福島県県民健康調査データの学術研究目的のための第三者提供事務処理フロー |
| 参考資料3 | 県民健康調査の調査情報提供に関する審査会設置要綱（案） |
| 参考資料4 | 県民健康調査の調査情報提供に関する審査会運営要領（案） |

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会設置要綱

(設置)

第1条 「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第5条の規定に基づき、県民健康調査における学術研究目的でのデータの提供に係るルールを制定するにあたり、個人情報、法律、疫学、統計等の観点から専門的な助言等を得るため学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 学術研究目的のためのデータ提供に係るルールの骨子となる考え方に関すること。
- (2) その他、検討委員会が指示した事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、委員会の座長が指名する委員会の委員及び委員以外の有識者で構成する。

- 2 部会員の任期は、委員会委員と同じくする。
- 3 部会員は、再任されることができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会員の互選によってこれを定める。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 部会に副部会長を置き、部会長がこれを指名する。
- 7 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、新たに組織された部会の最初に開催される会議は、委員会の座長が招集する。

- 2 部会長は、部会の会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(報告)

第5条 部会における検討内容等については、直後に開催される検討委員会において、部会長が指名した者が報告を行う。

(事務局)

第6条 部会の庶務は、委員会事務局で行う。

(その他)

第7条 部会の公開、資料及び議事録の取扱いは、委員会運営要領に準じる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月7日から施行する。

「県民健康調査」検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うとともに、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的として、福島県が実施する「県民健康調査（以下、「調査」という。）」に関し、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 調査の実施方法等の検討に関すること。
- (2) 調査の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他、調査の実施に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する有識者により構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期期間中において、新たに指名された委員の任期は、他の委員と同じとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 座長は、委員会の会務を総理する。
- 6 委員会に座長代行を置き、座長がこれを指名する。
- 7 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長代行が、その職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会の会議は、座長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された委員会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 座長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第5条 委員会は、専門的な事項について検討をするため、部会を設置することができる。部会の設置に必要な事項については知事が別に定める。

(事務局)

第6条 委員会の庶務を処理するため、福島県保健福祉部健康衛生総室に委員会の事務局を置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月19日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以後最初の指名があるまでの間、委員の任期は、改正後の要綱第3条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

「県民健康調査」検討委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「県民健康調査」検討委員会設置要綱（以下、「要綱」という。）第7条の規定に基づき、「県民健康調査」検討委員会（以下、「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(開催)

第2条 委員会は、定例会及び臨時会として開催する。

- 2 定例会は、年4回（概ね5月、8月、11月、2月）開催する。
- 3 臨時会は、前項の定例会開催以外に座長が必要と認めた場合に開催するものとする。
- 4 委員会の開催にあたっては、緊急の場合を除き、開催日の属する週の2週前の金曜日までに、報道機関への資料提供、県政情報センター、福島県ホームページに掲示することにより周知を行う。

(公開)

第3条 委員会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、議長が会議に諮って、全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 委員会において、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第7条各号に定める不開示事由に該当する情報（以下、「不開示情報」という。）に関し審議を行う場合
 - (2) 委員会を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 全部又は一部を公開しないとした場合のオブザーバーの取扱については、議長が会議に諮って決定する。

(資料)

第4条 委員会の資料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き原則として公開するものとする。

- (1) 福島県情報公開条例第7条各号に定める不開示事由に該当する情報に関する資料
- (2) 前条第1項第2号において使用した資料（ただし、委員会において公開することとしたものを除く）
- (3) 計数が確定していない資料等公開することが適当でない資料

(議事録)

第5条 委員会を開催した場合は、議事録を作成する。

- 2 議事録は、事務局で案を作成し、議長が委員会指名した2名の議事録署名人の確認を得る。
- 3 議事録は、作成後すみやかに福島県ホームページに掲示し公開する。
- 4 前項の場合において、委員会の全部又は一部を公開せずに行った審議の内容については、議事録の内容に代えて、次の事項を記載する。
 - (1) 委員会の全部又は一部を公開せずに開催した理由
 - (2) 審議の概要
 - (3) 審議において使用した資料の名称

附 則

この要領は、平成25年4月18日から施行する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

第9回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 出席者名簿

令和2年1月30日

《部会員》

50音順、敬称略

| 氏名 | 所属及び職名 | 出欠 |
|--------|--|----|
| 井上 悠輔 | 国立大学法人東京大学 医科学研究所公共政策研究分野 准教授 | 出席 |
| 及川 友好 | 南相馬市立総合病院 院長 (一般社団法人福島県医師会 推薦) | 出席 |
| 大平 哲也 | 公立大学法人福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 健康調査支援部門長 | 出席 |
| 加茂 憲一 | 北海道公立大学法人札幌医科大学 医療人育成センター教学・情報科学講座 准教授 | 出席 |
| 菅野 晴隆 | 弁護士法人ブレインハート法律事務所 弁護士 (福島県弁護士会 推薦) | 出席 |
| 倉戸 豪 | 公立大学法人会津大学 復興支援センター 准教授 | 出席 |
| 塩谷 弘康 | 国立大学法人福島大学 人文社会学群行政政策学類 (法社会学担当) 教授 | 出席 |
| 津金 昌一郎 | 国立研究開発法人国立がん研究センター 社会と健康研究センター長 | 出席 |
| 寶澤 篤 | 国立大学法人東北大学 東北メディカル・メガバンク機構予防医学・疫学部門 教授 | 出席 |

第9回学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会 座席表

開催日時：令和2年1月30日(木) 13:15～15:15
 会場：ザ・セレクトン福島 本館3階「吾妻 I」

